

## 第2回新座市地域密着型サービス運営委員会 意見シート集計表

No.	資料	該当か所	御意見	御意見に対する考え方（事務局）
1	資料1 別紙2	介護・医療連携推進会議及び運営推進会議の開催回数	<p>地域密着型通所介護では3か所、介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護では2か所が会議を行えていません。新型コロナウイルス感染予防等で大変な状況であることは理解しますが、通所介護事業者は利用者数が多い2か所が行えていないため、利用者を守るということからも、市の対応が必要かと考えています。</p> <p>また、グループホームについては、認知症の方を対象としているので、こちらも対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>資料送付時には資料1のような開催回数でしたが、本市独自の臨時的な取扱い通知後から、未開催の事業所に複数回、通知の趣旨及び会議開催の意義等の説明及び指導を実施しました。</p> <p>この結果、全サービスで未開催であった6事業所のうち、5事業所が会議を開催し、残りの1事業所につきましても、3月末までに開催する予定であることを確認し、全サービスの全事業所が会議を開催する見込みとなっています。</p>
2	資料1 別紙2	介護・医療連携推進会議及び運営推進会議の開催回数	<p>運営推進会議は、きちんと開催すべきです。 開催できていない事業所には、どのような指導をしているのですか。</p>	<p>運営推進会議等につきましては、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、「文書による情報提供・報告、延期、中止等」のいずれの方法も認めているため、多くの事業所では会議を延期又は中止していました。</p> <p>しかしながら、本市としては最低限、文書による情報提供・報告（書面会議）を実施し、地域から必要な要望及び助言等を聞く機会を設けることが望ましいと考え、本市独自の臨時的な取扱いを通知しました。</p> <p>多くの事業所には理解していただきましたが、複数の市町村で事業所を運営している大きな法人や一部の事業所からは、国が延期及び中止を認めている中、本市独自の取扱いを通知したことに対して問合せ等をいただきました。しかしながら、上記理由を説明しながら理解していただくよう努め、最終的には本年度中に全事業所が開催する見込みとなっています。</p>
3	資料1 別紙1		<p>施設の所在地に偏りがあり、利用できない方がいる。事業所がない地域にお住まいの方や市境にお住まいの方は、利用希望があってもサービスを調整できないことがある。との話をケアマネさんから聞きます。特に新堀・西堀地域の方は困っておられるようです。何か良い解決方法はないのでしょうか。</p>	<p>施設の所在地につきましては、偏りがあることは認識しております。通所系サービスにつきましては、公募によらず随時募集により、整備の相談を受けておりますが、整備する事業者の希望や整備を希望した土地が「市街化調整区域」であると、建設できる建物の種類や規模等が限定される等して、平均的に整備することが難しい状況があります。</p> <p>事業所が少ない地域の利用者の方には、御不便をおかけしておりますが、広域型の通所系サービスを御利用いただいたり、市境の場合は市町村同意により他市の地域密着型サービスを本市も指定したりすることで、必要な介護保険サービスが受けられるよう支援をしているところです。</p> <p>市としましては、事業者から整備の相談があった際には事業所の少ない地域への整備を働きかける等、引き続き課題解決に向け取り組んでまいります。</p> <p>なお、施設系サービス等につきましては、各期ごとの介護保険事業計画を策定する際に、各圏域ごとのサービス見込量及び既存施設の整備状況を勘案し、整備する圏域を指定する等して、なるべく偏りがないよう整備目標を定めています。</p>

No.	資料	該当か所	御意見	御意見に対する考え方（事務局）
4	3	II改正の主な内容 1 全サービスに共通する改正内容 (1) 感染症対策の強化	新座市のホームページを拝見すると、「施設職員」の新型コロナウイルス感染も数件見られています。事業所等でも新型コロナウイルス感染予防を行っていても感染が起きてしまっている現状で、医療職ではない「福祉職」が多い介護サービス事業者を市で支援することなどについて、考えられていますでしょうか。	令和2年度には、新型コロナウイルス感染症予防対策として、国が作成した介護職員向けの研修動画の活用の呼びかけや、介護保険最新情報等で国から提供される新型コロナウイルス関連の情報提供を行ってまいりました。また、市内介護サービス事業所に対し、不足する衛生用品の配布や、市が指定する入所系施設の従事者に対し、市が費用を負担し、PCR検査を実施しました。 今後、感染症対策（全般）の研修の実施等の検討を行うとともに、新型コロナウイルス発生時の支援として、事業所での対応に関する助言や衛生用品が不足する際の備蓄の放出等を行ってまいります。
5	3	3 地域密着型通所介護 (2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け	介護サービス事業所と関わることがあるのですが、ICT環境は本当に差があると感じています。E-ラーニングの活用はよいと思いますが環境整備ができるよう、事業所を支援することなどは考えられていますでしょうか。	介護事業所におけるICTの利用促進については、国が「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き」を作成し、導入の際の活用を呼びかけています。また、導入支援事業としましては、「地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県が補助事業を実施しています。（令和3年度の実施は未定） 市としましては、市内事業所に対し、引き続き導入に関する手引きの活用を促すとともに、埼玉県で補助事業の実施が決定しましたら周知してまいります。
6	3	条例の改正と現状	コロナ禍における業務継続に向けた積極的な取り組みを推進するもので、ICTの活用、業務のデジタル化という視点、災害を想定した具体的な訓練の実施、認知症介護担当者への研修の義務付け、などが明記されている。 内容は必要性が高いものではあるが、実行に向けた具体的な取り組みのイメージは希薄で、なにより人的、費用的支援の必要性を感じる。 ICTを活用した会議、デジタル化した記録の保管、e-ラーニングなど、言葉だけが先行していくことに危惧する。 例えば、すでに多くの業界でICTを活用した会議や在宅ワークが進んでいるが、市内で実践できている事業所はどのくらいあるのか？ デジタルインフラの整備ができていない、紙の書類の多さ、そしてケアワーカーの高年齢化など、簡単な問題ではない。 規則で縛るのではなく、新たな時代への対応には行政の力も必要である。情報提供や集団指導では解決できない問題が多いと感じる。	ICTの活用及び業務のデジタル化については、コロナ禍での業務継続や事業所の業務負担の軽減等につながるものであり、市としましても必要性を感じる反面、全ての事業所が導入して活用できるまでには課題があると認識しています。 引き続き、市としましては、前段にも記述しました取組を行ってまいりたいと考えています。

No.	資料	該当か所	御意見	御意見に対する考え方（事務局）
7	4	練馬区との協定に関して	<p>隣接する他市区の地域密着型サービスの利用については、以前より、事業所の少ないエリアを中心にニーズがあったと認識しています。今回の協定により、手続きの面での簡素化が図られ、住民の方への選択の幅が広がることはよいことだと思われます。</p> <p>これを契機にして、他の近隣市に関しても、過去の実績や居宅介護支援事業所への意向調査などを元に、同様の利便性の向上が図られるとさらに良いと思います。（特に、東久留米市、清瀬市など）</p>	<p>新座市の地理的な特性もありますが、事業所の少ない地域では、やむを得ず隣接市区町村の事業所の利用を希望する場合があることは認識しています。この協定により、事業所の指定手続に掛かる期間を短縮し、速やかにサービス利用を開始できるようにして、住民の利便性を向上させてまいります。</p> <p>なお、地域密着型サービスを利用できるのは、原則として事業所が所在する市区町村の住民に限るという点については、この協定を締結した後も変更ありません。そのため、新座市の住民が地域密着型サービスの事業所を選択する際に、新座市だけでなく練馬区の事業所からも選択することができるものではありません。やむを得ない理由により練馬区の事業所を利用する必要があると判断された場合に、練馬区の同意を得ることなく事業所の指定手続を行うことができるという協定であり、これは練馬区も同様です。</p> <p>隣接市区町村との協定締結は初めてであり、県内の近隣市町村では事例がないことから、まずは協定による効果を見極めながら、将来の対象拡大について検討していきたいと考えています。</p>
8	5	転入者の利用制限	<p>市内待機者がいる場合は優先されなければならないことは原則。その上で、有効な利用と入所者の選別が起こらないことを前提に、一定の条件を付すことはあっても良いと思う。</p> <p>狭い家屋で、遠方の親を引き取れないという事例は良くあると思う。2親等以内、転入して〇か月を経たもの、などは妥当な制限と思う。</p>	<p>御意見にもあるとおり、市内に待機者がいる場合は、その方の入所が最優先されるべきであると考えています。一方で、近隣市では市外からの受入れを認めなければ、空床が出てしまうという実態も起きてつつあるようです。</p> <p>「遠方に住む家族を呼び寄せて利用させたい」という相談があることや、既に基準等を設置している他市の状況や市内事業所の状況等を踏まえながら基準等の設置を検討してまいりたいと考えています。</p>
9	5	入居制限についての基準について	<p>家族介護者の立場から考えると、認知機能の低下などから、介護が必要になった老親を住まいの近くに呼び寄せた上で、認知症介護のエキスパートに助けを借りつつ世話をしていきたいという心理は充分理解でき、実際に、そうした相談も多くいただいています。</p> <p>一方で、上記のような「呼び寄せ介護（施設利用型）」が一般化してしまうことで、市外転入ケースを受け入れる場合の介護状況のスクーリング（条件確認）を仕組化するなどの方法も並行してご検討下さると良いと思います。</p>	